

野田市パブリック・コメント手続条例（案）に対する意見募集の結果について

パブリックコメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1. 計画等の題名

野田市パブリック・コメント手続条例（案）

2. 意見募集の概要

(1) 計画等の案の公表日（意見募集期間）

平成22年3月10日（水）から平成22年4月9日（金）まで

(2) 意見募集結果

提出者数・意見数	2人	4件
提出方法	直接持参	0人 0件
	郵送	0人 0件
	FAX	1人 2件
	Eメール	1人 2件
計画等に反映した意見		1件

3. 意見と市の考え方

意見の概要と市の考え方

	意見の概要	市の考え方	案の修正
1	<p>（定義） 第2条第1号 「市民等からの意見（情報を含む。以下同じ。）の提出を受け、」を「市民等からの意見（情報を含む。以下同じ。）の提出を求め、提出させた意見を考慮して当該政策に係る意思決定を行うとともに」が良いのではないか。</p>	<p>パブリック・コメント手続は、市政における公正の確保、透明性の向上及び市民参加の促進を図る手続であることから、市として市民等の意見を積極的に求める姿勢を示すため、「意見の提出を受け」を「意見を求め」に修正します。</p> <p>また、意見の提出を規定する第7条第1項についても「意見の提出を受け」を「意見の提出を求め」に修正します。</p> <p>なお、「提出させた意見を考慮して当該政策に係る意思決定を行うとともに」については、求めた意見は、政策等の策定に十分考慮しなければならないことを第8条に規定してあるため、案のままとします。</p>	修正有り

	意見の概要	市の考え方	案の修正
2	<p>(意見の提出等)</p> <p>第7条</p> <p>意見等を提出しようとする市民等は意見等に係る責任の所在を明確にするため、氏名及び住所の明記を受付条件とすることで、不適切または無責任な意見等の提出を防止できるのではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、意見等に係る責任の所在を明確にすることは市としても必要と考え、氏名及び住所はこの条例の施行規則に定めることとしておりますので案のままとします。</p>	修正無し
3	<p>(適用除外)</p> <p>第4条</p> <p>要綱(試行)では、第3条第4項に「(4)懇談会の開催等により広く意見の聴取を行う場合など、パブリックコメント手続に準じた手続を行おうとするとき。」と、具体的な意見聴取方法が明記してあるが、条例案では削除してある。準じた方法についての具体的な記載が必要ではないか。なぜ削除しなければならなかったのか真意を伺いたい。</p>	<p>対象となる計画等については、厳格にパブリック・コメント手続を実施するため、適用除外する範囲を狭め、条例(案)第2条第1号に規定するパブリック・コメント手続の定義に準じた手続以外は適用除外としないことから、懇談会の開催等により広く意見の聴取を行う場合を削除したものであり、案のままとします。</p>	修正無し
4	<p>(パブリックコメント手続の対象等)</p> <p>第3条</p> <p>要綱(試行)では、「パブリックコメント手続を行わなければならない。」と義務付けてあるが、条例案ではその表現が弱く、行政の義務付けという根拠が見えないものとなっている。</p>	<p>条例(案)と要綱では、条文構成が異なっている例規上の問題であり、表現が弱くなっているものではありません。</p> <p>また、条例(案)第3条に規定するパブリック・コメント手続の対象から、適用除外することができるものを第4条で規定し、それ以外のものは対象として手続を義務付けていることから案のままとします。</p>	修正無し